

第435回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和4年8月24日
10：00～11：30
- 2 開催場所：佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1
佐賀市駅前中央3丁目3番20号
- 3 出席者：公益代表委員 5名
労働者代表委員 4名
使用者代表委員 2名
- 4 議題：(1) 佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について
(2) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について
(3) その他
- 5 議事要旨：(1) 佐賀県最低賃金の改正決定に係る佐賀地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申し出に関し、佐賀労働局長から本審議会に意見を求める諮問がなされた。
審議の結果、令和4年8月8日の答申のとおり決定することが妥当である旨の答申を行った。
佐賀県最低賃金については、9月2日の官報公示後、10月2日に1時間853円で発効する予定となった。
(2) 佐賀労働局長から、3業種の佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について本審議会に意見を求める諮問がなされ、審議の結果、全会一致により3業種全ての改正決定の必要性ありと決議し、佐賀労働局長へ答申を行った。
その後、佐賀労働局長から本審議会に対し、3業種の特定最低賃金の改正決定について諮問がなされた。
(3) 佐賀地方最低賃金審議会における意見聴取について、法令に則った手続きの必要性が改めて確認され、意見聴取の手続きに係る周知徹底をより一層図ることとされた。
事務局から今後の審議日程、特定最低賃金専門部会委員の推薦公示、締切日等について説明が行われた。